

### 3 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待への対応について

障害者福祉施設従事者等による虐待とは、障害福祉施設または障害福祉サービス事業等に従事する者による虐待です。障害者福祉施設従事者による虐待は、人間関係のストレス、虐待行為に追い込まれる労働環境等も原因の一つとされていますが、職業倫理に照らしても決して許されるものではありません。

虐待は様々な要因が複雑に絡み合って発生することや、障がい者の生命や身体に危険が及ぶことがあるから、早い時期に市が介入して、虐待を防止することが大切です。

#### (1) 施設・事業者における虐待防止の責務

障害者福祉施設の設置者または障害福祉サービス事業等を行う者は、職員の研修の実施、利用者やその家族からの苦情解決のための体制整備、その他の障がい者虐待の防止のための措置を講じなくてはなりません。

#### (2) 通報義務

「障害者虐待防止法」では、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対し、速やかに、市に通報しなければならないとの義務を規定しています。

これは、発見者が同じ施設・事業所の職員であっても同様です。

#### (3) 守秘義務との関係

「障害者虐待防止法」では、障害者福祉施設従事者が障害者福祉施設従事者等による虐待の通報を行う場合、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないことを規定しています。

#### (4) 不利益取り扱いの禁止

「障害者虐待防止法」では、障害者福祉施設従事者が障害者福祉施設従事者等による虐待の通報を行う場合、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないことを規定しています。

#### (5) 市による事実確認

障害者福祉施設従事者等による虐待と思われる相談・通報を受けた市（障がい保健福祉課等）は、指導監査課と連携し、障害福祉施設・障害福祉サービス事業所および虐待を受けたと思われる障がい者に対し、通報内容の事実確認を行います。

また、障がい者の保護を図るため、保護のための措置、支給決定の変更等を行う場合もあります。

#### (6) 社会福祉法および障害者総合支援法の規定による権限の行使

「障害者虐待防止法」では、虐待の防止と虐待を受けた障がい者の保護を図るため、市または道は、社会福祉法および障害者総合支援法に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることとなっていることから、虐待が認められた場合には、市または都道府県は、必要に応じて当該事業所に対する指導や助言を行うほか、社会福祉法および障害者総合支援法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分などの権限を

適切に行使することにより、障がい者の保護を図ります。

#### **(7) 市から都道府県への報告**

「障害者虐待防止法」では、市が障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の事実を確認した場合、市はその内容を都道府県へ報告することとなっています。

市から都道府県への報告にあたっては、「障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待報告について（報告）」（「様式5」P34）を活用し、随時報告することになりますが、悪質なケース等で道による迅速な対応が求められる場合もありますので、常に連携をとります。

#### **(8) 虐待状況の公表**

「障害者虐待防止法」では、都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況、虐待があった場合にとった措置、その他厚生労働省令で定める事項を公表（年次報告）するものとされています。

この公表制度は、虐待を行った障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所に対して制裁を与えることを目的とするのではなく、虐待防止に向けた取り組みに反映していくことを目的としています。

【図表 10】 障害者福祉施設従事者による虐待対応システム・フロー

